

キャリアアップを目指す社会人の方へ！

専門実践教育訓練給付金制度

社会人
必見!!

令和3年4月より、当校の看護学科は対象講座に再指定されました。

【指定有効期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日】

専門実践教育訓練給付金制度とは…？

働く人の能力開発・キャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、一定の要件を満たした方に対して、受講費用の一部が支給される「教育訓練給付制度」の一つです。当校看護学科では「専門実践教育訓練給付金の対象講座」として厚生労働大臣からの指定を受けました。（3年ごとの更新あり）この制度を活用して、本校で看護師を目指しませんか？



支給対象者

初めて教育訓練給付金制度を利用される方は、受講開始日までに通算して2年以上（原則は3年以上）の雇用保険の被保険者期間を有している方。現在離職中の方は、離職後1年以内が条件となります。

なお、ご自身の受給資格については、必ず事前にハローワークでご確認ください。



支給見込み額

① 教育訓練経費の50%（年間上限40万円）

受講開始日から6か月ごとに支給を受けることができます。

② 教育訓練経費の20%

受講修了から1年以内に資格を取得し、雇用保険の一般被保険者として雇用されると追加支給されます。

※教育訓練経費…本科では入学金、授業料、教科書代が対象になります。

<国際医療福祉大学塩谷看護専門学校の場合(最大支給額)>



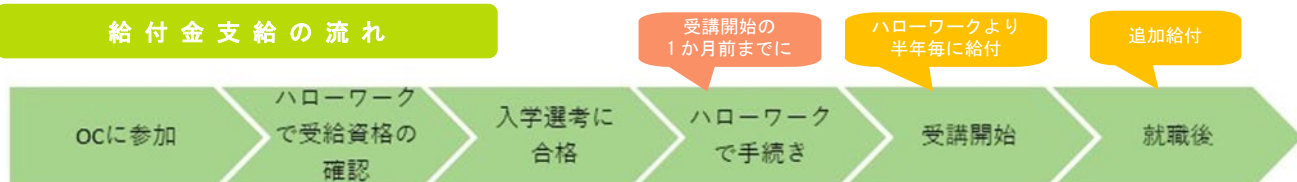
(教科書代の支払い金額によって1年次の支給額、及び総額に変動があります。)

さらに、訓練期間中(在学中)失業状態にある場合、訓練受講を支援するため「**教育訓練支援給付金**」が支給されます。

対象者：初めて専門実践教育訓練を受講する方、受講開始時に45歳未満の方など一定要件を満たす方。

支給額：基本手当日額に相当する額の**80%** ※教育訓練支援給付金は令和7年3月31日までの時限措置となります。

給付金支給の流れ



申請方法・問い合わせ

⚠ 給付を受けるためには、ハローワークにて事前に手続きが必要です。

支給対象の要件、申請方法等につきましては、必ずご自分の住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

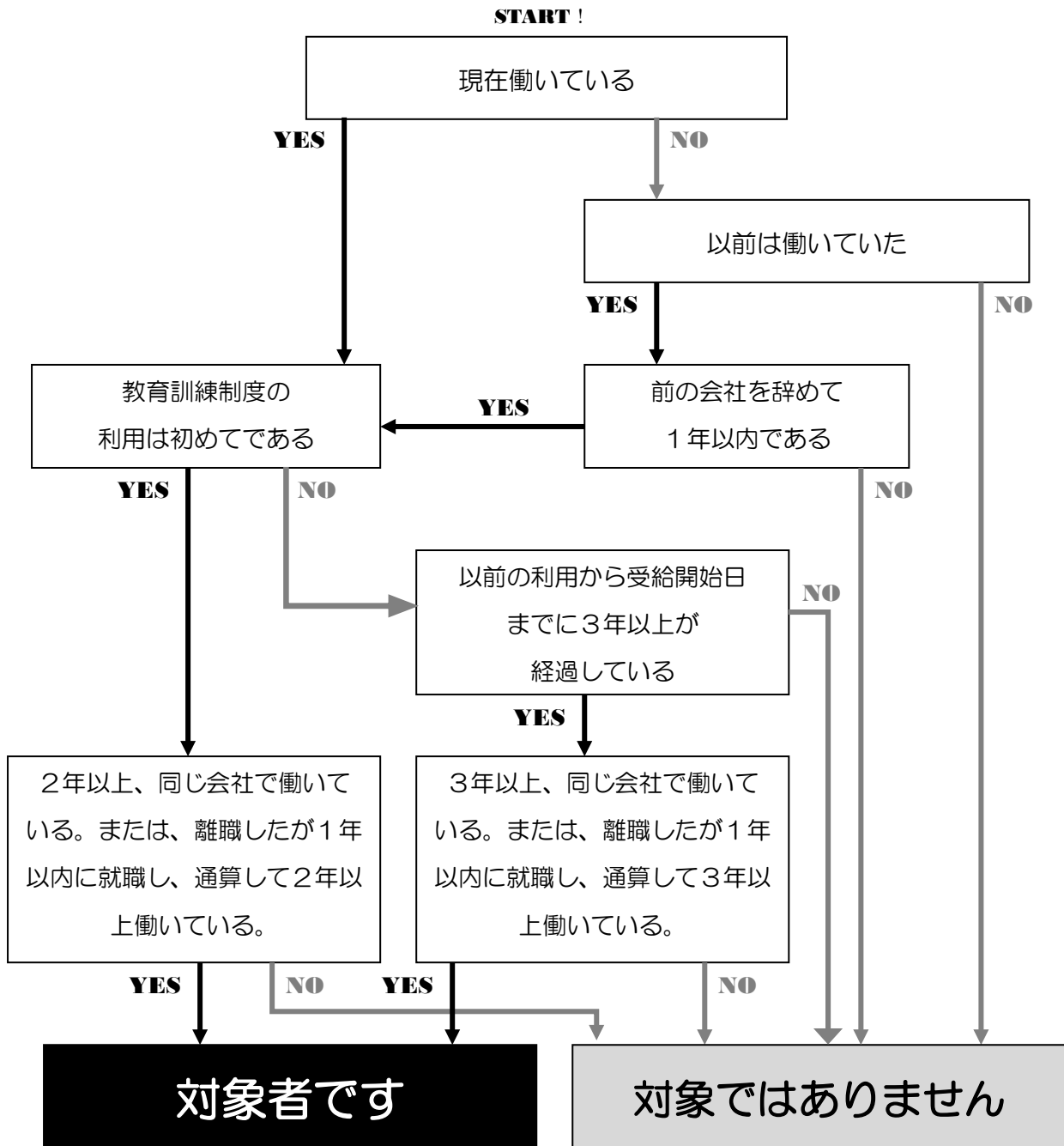
厚生労働省
教育訓練給付金制度



ハローワークインターネットサービス
教育訓練給付金制度



《受給資格チェック表》



※働いている期間は、雇用保険に加入していることが条件です。

※こちらは簡易的なチェック表ですので、必ずハローワークにて受給資格をご確認ください。